

八王子市立清水小学校 いじめ防止基本方針

『「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童、生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人間関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。』（東京都定義）

本基本方針は、「いじめは、児童・生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。そのため、いじめへの対応は学校における最重要課題の一つである。」との八王子市いじめ防止基本方針（平成26年3月決定）を受け、全教職員が、全力でいじめ防止に努め、組織的に対応するために定めるものである。また、この基本方針は、学校いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すものとする。

【いじめ防止のための基本的な考え】

『いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る』という認識のもと、常に、児童の変化や言動等にアンテナを高くするとともに、教育委員会や家庭、地域と連携して、いじめの未然防止と早期発見・早期対応・早期解決の取り組みを徹底する。

- 「弱いものをいじめることは、人間として絶対に許されない」との強い認識をもち、教育活動を推進する。
- いじめられている児童の立場に立った指導「学校いじめ対策委員会」を中心に組織的に行う。

1 未然防止や早期発見のための取り組み

（1）心の教育の充実

- ① 学級において、年度当初及び毎学期始め、そして適時を考え、「いじめは人間として絶対に許されない」という認識を一人一人の児童に徹底させる指導をしていく。また、いじている児童、いじめられている児童だけでなく、いじめを傍観したり、囃し立てたりすることもいじめと同様に許さないということを機会あるごとに指導する。
- ② 教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成する。特に、道徳教育を通して、このような指導を計画的に行う。
- ③ 日々の授業を中心に児童一人一人が自己有用感を高められるようなきめ細かな指導、支援を行う。
- ④ 児童会活動において、児童自らの主体的な参画による、いじめ問題への取り組みを充実させる。
- ⑤ 家庭や地域と連携して、体験的な活動を充実させ、児童の豊かな心を育むための取り組みを推進する。
- ⑥ 入学時・各学年進級時に、児童や保護者、地域、関係機関等へ、基本方針の内容を説明する。
また、子ども見守りシート等を活用し、いじめの早期発見に努める。
- ⑦ 自他を大切にする心や自主性を養うために、代表委員と6年生を中心とした挨拶運動を継続し、進んで挨拶ができる児童を育成する。

（2）未然防止や早期発見のための取組

- ① 毎週金曜の「ほっとたいむ」（いじめ防止対策の取組の時間）において、気になる児童の様子や対応

策について、全教職員で情報交換を行い、共通理解し、組織的に一貫した指導ができるようにする。

② 学期一度の「ふれあい月間」に、いじめに関するアンケート調査を実施し、児童の実態を把握する。アンケートに記載がある児童については、まず担任が聞き取りをし、その後必要に応じて管理職による聞き取りを行う。

③ 児童相互の人間関係が広がり、深まってくる5年生全員に、SCによる面談を実施する。全児童に対してSCの教育相談機能を充実させ、アンケート調査では書けない悩みや思いを把握する機会を設ける。

④ チェックリストを作成し、共有して全教職員で実施する。

⑤ いじめ防止等のための取り組みに係る達成目標を学校評価の項目に設定する。

(3) インターネットを通じて行われているいじめに対する取り組み

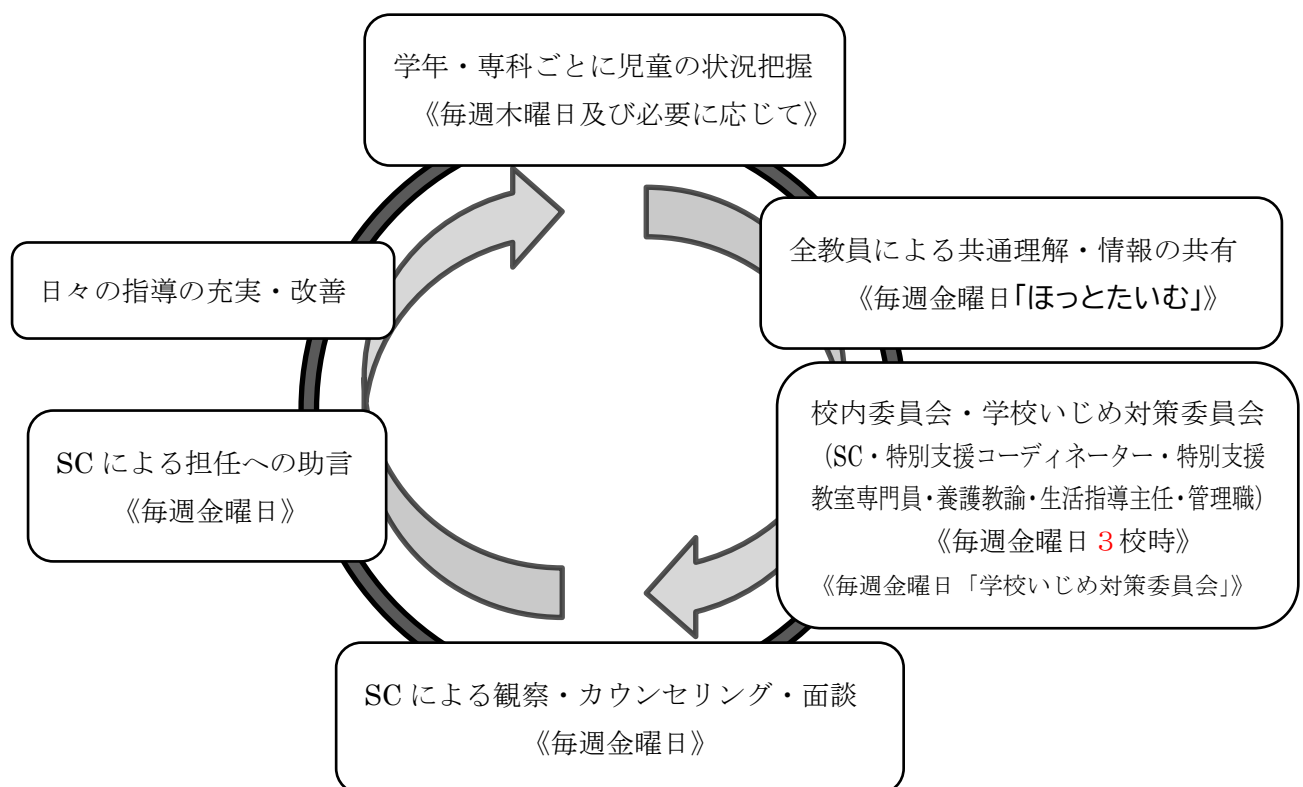
① 発達段階に応じた情報モラル教育の年間指導計画を作成し計画的に実施するとともに、家庭への協力を依頼する。

② 学校非公式サイト等の有害情報の把握に努め、問題がある書き込みに対しては、迅速に対応する。

③ SNS 学校ルールを周知し、「メールなどは、相手の気持ちを考えて送信する前に必ず見直す。」「自分や他人の個人情報をネット上に載せない。」ことの指導を徹底する。

2 いじめが発生した場合の対応

☆苦痛を感じている状況の児童を救うという視点で、組織的かつ継続的な体制で対応する。



(1) いじめの事実確認を徹底して行う。(いじめた児童、いじめられた児童、クラス全体、保護者、専科教員等)

(2) いじめを受けた児童とその保護者に対する支援を行う。

(3) いじめを行った児童に対する指導及びその保護者に対する助言を行う。

(4) (2)、(3)を徹底して行うために、毎週金曜日の「ほっとたいむ」に全職員にて、その週のいじめ等に

- 関する報告を行い、共通理解を図る。そのうえで、必要に応じて当該学年の学年主任と担任が参加し、学校いじめ対策委員会を行い、組織的に対応できるようにする。「学校いじめ対策委員会」のメンバーは、管理職、養護教諭、生活指導主任、SC、特別支援コーディネーター、特別支援教室専門員とする。
- (5) 加害児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、SC、SSW、子ども家庭支援センター、警察や児童相談所等との連携の下、当該児童が抱える問題の解決を図る。
- (6) 会議の内容は、学校いじめ対策委員会議事録に毎週入力し、所定のフォルダに保存する。また、いじめの対応についての記録は、「いじめの対応記録」及び「対応経過表」に入力、保存し、随時更新する。

3 重大事態への対処

- (1) 学校いじめ対策委員会で教育委員会の支援を要すると判断した場合は、「いじめの認知等報告書」を提出し、教育委員会と連携し、事実関係を明確にするための調査を行う。
- (2) いじめを受けた児童及びその保護者に対して、必要な情報を適切に提供する。
- (3) 教育委員会や警察、関係諸機関と連携し、解決に向けて徹底した対応を図る。

4 保護者、地域との連携

- (1) 本校のいじめ防止基本方針について、学校便りや HP、保護者会等、様々な機会を通して発信し、啓発に努める。
- (2) 必要に応じて、保護者にも協力を依頼し、早期発見を図る。

5 学校いじめ対策委員会 年間活動計画

- 4 月 学校いじめ防止基本方針・子ども見守りシート活用の説明（保護者会・学校HP等を通じて、児童や保護者、地域、関係機関等へ）
「ほっとたいむ」の活用開始
- 6 月 ふれあい月間いじめアンケート及び相談できる大人に関するアンケートの実施及び聞き取り情報の共有、指導、対策
セーフティ教室で、5、6年生を対象に、スクールカウンセラーによる SNS についての講演会を実施
「八王子市いのちの大切さを共に考える日」として校長講話を実施
- 7 月 個人面談実施
- 8 月 個人面談でいじめの案件が挙がった場合、必要に応じて夏季休業中に「学校いじめ対策委員会」を開く。
- 11 月 ふれあい月間 いじめアンケートの実施及び聞き取り 情報の共有、指導、対策
児童会担当と協力して、各学級で「いじめ防止の標語ポスター」を作成し、掲示する。
- 1 月 道徳授業地区公開講座にて保護者向けの講演会を実施
- 2 月 ふれあい月間 いじめアンケートの実施及び聞き取り 情報の共有、指導、対策
- 3 月 次年度への引継ぎを実施